



釧路市共同募金委員会釧路地区委員会 市民歳末たすけあい募金助成事業要領

(令和7年度版)

障がい者施設利用者の慰労・交流事業や生活困窮者支援・地域食堂などご活用ください。

1 助成対象となる施設

釧路市内(釧路地区)で活動する障がい者施設や生活困窮者支援団体等で次の要件を満たした施設・団体と致します。

- (1)自主性…特定の企業・政党・宗教団体などから独立して運営されていること
- (2)非営利…その活動や事業から生じる利益・剩余金を構成員に分配しないこと
- (3)公開…活動の内容や団体の組織構成、財務の状況を自ら公開できること

2 助成の対象となる福祉活動・事業

市内障がい者施設等の利用者を対象とした令和7年の年末から令和8年の年始にかけての行事費用や生活困窮者支援・地域食堂などに対して助成致します。

助成率は事業費総額の10分の9以内を原則とし、下記の額を目安として申請を受け付けます。

(1)障がい者施設・作業所等	1施設	30,000円
(2)生活困窮者支援	1団体	30,000円
(3)地域食堂支援	1団体	30,000円
(4)フードバンク支援	1団体	30,000円
(5)学習支援	1団体	30,000円
(6)子育て支援	1団体	30,000円

3 申請の方法

①地域歳末助成事業明細書(申請書)に必要事項を記入し、②事業計画書(事業内容がわかるもの)と③事業予算書(見積書)を添えてご提出いただきます。(①~③の提出必須)

見積書は取得可能な場合は必ず提出願います。

その他、事業の内容がわかる資料の提出を求める場合があります。

書類のご提出は、内容確認も含め、申請先(事務局)に直接ご提出願います。

(1)申請期間～令和7年12月19日(金)まで

(2)申請先～釧路市共同募金委員会釧路地区委員会

〒085-0011 釧路市旭町12番3号 釧路市総合福祉センター1階

電話24-1565

4 助成の決定・交付

釧路市共同募金委員会釧路地区委員会 審査委員会で申請内容を確認・協議させていただき、決定致します。(その年の募金実績により、申請のとおりにお応えできない場合もございます。)

(1)決定通知～1月中旬頃

(2)交付式～1月下旬頃

5 その他

助成を受けた団体は、助成金をもとに活動された内容を所定の報告書でご提出いただきます。加えて、寄付者に向けたありがとうメッセージ(写真付き)をご提出いただき、その後の広報に活用させていただきたいと思います。